



平成19年度一般会計外11会計予算 159億6853万9千円を可決！ 公的医療機関の再編に伴い、4施設を1つの組織と位置づける

平成十九年第一回定例会が、三月一日から十六日にわたり開かれました。

議案については、町長提出議案六十件、議員提出議案四件を審議し、すべて原案のとおり可決しました。

審議した議案

新年度予算

- ◎国民健康保険事業特別会計
予算（十六億六千八百六十
五千一千円）

賛成討論 板谷議員

- ◎老人保健特別会計予算（二
十億五百十五万二千円）
- ◎介護保険事業特別会計予算
(七億六千三百三十六万九
千円)

賛成討論 板谷議員

- ◎介護サービス事業特別会計
予算（八千五百七十六万五
千円）

- ◎簡易水道事業特別会計予算
(一億九千六百五十六万一千
円)

- ◎農用水道等事業特別会計
予算（二千二百四十五万六
千円）

- ◎公共下水道事業特別会計予
算（五億二千五百七十三万
四千円）

- ◎漁業集落排水事業特別会計
予算（六百四十五万三千円）

- ◎風力発電事業特別会計予算
(六千百十五万五千円)

- ◎水産種苗育成センター事業
特別会計予算（七千二百九
十四万円）

- ◎国民健康保険病院事業会計
予算（十四億九千二百九十一
万五千円）

- ◎反対討論 熊野議員
小平議員 桜井議員
細川議員 安藤議員
阿部清議員

条例

- ◎地方自治法の一部を改正す
る法律の施行に伴う関係条
例の整理に関する条例につ
いて
- い、助役制度・収入役制度・
- 地方自治法の一部改正に伴
い、助役制度・収入役制度・

◎せたな町職員の給与に関する条例の一部改正
人事院勧告に基づく国家公務員の給与構造の抜本的改革及び給与法に準じて、せたな町職員の給料月額並びに勤勉手当の額の改定、昇給制度の改正等を行うとともに、厳しい財政事情の中、財政の健全化に向けた人件費の削減を図るため、条例を一部改正するもの。

を平成十九年四月一日から、せたな町病院事業において一元的に管理運営し、再編合理化を図るため、せたな町医療センター条例を一部改正するもの。

◎平成十八年度せたな町一般会計補正予算（第七号）
予算総額は、歳入歳出それぞれ七十七万九千円追加し、九十八億五千四百五万四千円となりました。

追越し、九十八億五千三百二十一万五千円となりました。
◎平成十八年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第四号）
予算総額は、歳入歳出それぞれ八千三百三十六万九千円減額し、八億一千七百八十二万九千円となりました。

◎平成十八年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第四号）
予算総額は、歳入歳出それぞれ五千六万五千円追加し、十六億一千六百二十九二千円となりました。

ぞれ八千五百十九万五千円追加し、二十億三千六百四十四万八千円となりました。
◎平成十八年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算（第三号）
予算総額は、歳入歳出それぞれ八十三万九千円追加し、一千九百二十二万五千円となりました。

◎平成十八年度せたな町一般会計補正予算（第六号）
予算総額は、歳入歳出それぞれ五千二百三十四万四千円となりました。

◎平成十八年度せたな町老人保健特別会計補正予算（第四号）
予算総額は、歳入歳出それぞれ二百四十五万六千円追加し、十六億一千八百七十四万八千円となりました。

◎平成十八年度せたな町一般会計補正予算（第六号）
予算総額は、歳入歳出それぞれ二百六十八万七千円減額し、二億七千四百八万四千円となりました。

◎平成十八年度せたな町水産種苗育成センター事業特別会計補正予算（第三号）
予算総額は、歳入歳出それぞれ四十三万九千円減額し、七千百五十九万一千円となりました。

◎せたな町医療センター条例の一部改正
町立病院及び診療所の事業

賛成討論 小平議員 熊野議員 発出議員

補 正 予 算

◎平成十八年度せたな町一般会計補正予算（第六号）
予算総額は、歳入歳出それぞれ五千二百三十四万四千円となりました。

ぞれ八千五百十九万五千円追加し、二十億三千六百四十四万八千円となりました。
◎平成十八年度せたな町一般会計補正予算（第六号）
予算総額は、歳入歳出それぞれ五百九十九万一千円となりました。

◎平成十八年度せたな町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第二号）

予算総額は、歳入歳出それぞれ一億五百五十一万六千円減額し、十六億二千七百四十八万八千円となりました。

そ の 他

- ◎せたな町の町の区域の変更について
◎せたな町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
◎新たに生じた土地の確認について
◎第一種吹込漁港、第一種美谷漁港改修事業の公有水面埋立工事が竣工したため、地方自治法の規定により新たに生じた土地の確認について、議決するもの。



- ◎せたな町合併特例区の設置等に関する規約の一部を変更する規約の協議について
◎せたな町の町の区域の変更について



- ◎新たに生じた土地の確認について
第一種吹込漁港、第一種美谷漁港改修事業の公有水面埋立工事が竣工したため、地方自治法の規定により新たに生じた土地の確認について、議決するもの。

第一種吹込漁港、第一種美谷漁港改修事業の工事に伴う公有水面埋立によって新たな土地の確認に関連し、瀬棚区島歌、北島歌の区域の面積に当該土地分が加わったことから、地方自治法の規定により、せたな町の区域の変更について議決するもの。

◎土地及び建物の無償貸付について

◎北部桧山衛生センター組合規約の一部を変更する規約の協議について

- 一、公の施設の名称
二、指定管理者となる団体の名称及び所在地

- ◎せたな町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、せたな町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更に伴う議決をするもの。

瀬棚区の町有建物等（繊維工場・町有住宅）を、有限会社ビー・ビーファクトリーへ平成十六年四月一日から平成十九年三月三十日までの三年間、旧瀬棚町の議会の議決

- ◎せたな町指定管理者の指定について
◎せたな町農業組合規約の一部を変更する規約の協議について
◎せたな町合併特例区の設置等に関する規約の一部を変更する規約の協議について
◎せたな町の町の区域の変更について

を得て無償において貸付していますが、企業誘致及び地元雇用創出の場の確保並びに、婦人服製造業界の経済情勢を勘案し、引き続き土地及び建物を無償で貸付したく、地方自治法の規定により議会の議決を得るもの。

第一種吹込漁港、第一種美谷漁港改修事業の工事に伴う公有水面埋立によって新たな土地の確認に関連し、瀬棚区島歌、北島歌の区域の面積に当該土地分が加わったことから、地方自治法の規定により、せたな町の区域の変更について議決するもの。

とされたことから、本規約の一部を変更するもの。

◎せたな町指定管理者の指定について

◎せたな町合併特例区に係る区長の給与等に関する規則の一部改正

◎せたな町合併特例区に係る協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正

厳しい財政事情の中、財政健全化に向けた経費節減を図るため、本規則を一部改正するもの。

意 見 書

- 内閣総理大臣ほか関係大臣に、次のとおり一件の意見書を提出しました。
・日豪FTA・EPA交渉及び酪農畜産政策等に関する要望意見書

- ◎せたな町の町の区域の変更について

- ◎せたな町合併特例区の設置等に関する規約の一部を変更する規約の協議について
◎せたな町の町の区域の変更について